【 令和3年度 滝上町結婚新生活支援事業 】

滝上町では新婚の方の新生活を応援します!

滝上町では、新婚世帯の新居の取得・家賃・引越費用に対して、1世帯あたり上限30万円を支給します。 詳細は下記の点を参考にしてください

対象世帯

※ 応募が多数の場合は、年度の途中でも事業が終了となることがあります。

次の①~⑥すべてを満たす世帯

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された世帯
- ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を 購入又は賃借した世帯、引越しをした世帯
- 補助金交付申請時において、町内に住所を有し、かつ、婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下
- 夫婦の直近の所得額の合計が400万円未満 ※給与所得者の場合、合計収入 500 万円程度が目安となります。また、奨学金を返済している 場合は、年間返済額を所得額から控除して判定します
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助金等を受けておらず、また、過去にこの制度に基づく助成を受けた ことがないこと
- ⑥ 夫婦ともに下記のア~ウのいずれにも該当すること
 - ア 町税及び町に対して納入義務を有する給付金に滞納がないこと
 - イ 生活保護法に定める被保護者でないこと
 - ウ 暴力団員でないこと

対 象 経 費

新居の住宅購入費、賃貸料、 敷金、礼金、共益費、仲介手数料業者に支払った費用)

●引越費用(引越業者又は運送

補助金額

1世帯当たり

上限30万円

≪ 注 意 ≫

- ※ 申請時において無職の場合は、離職している者の所得金額はないものとみなし夫婦の所得を合算します。
- ※ レンタカーを借りた場合や、親族・友人等に依頼して引越した費用については対象になりません。 あくまで引越業者・運送業者に依頼したものが引越費用として対象になります。
- ※ 再婚の場合でも上記対象要件を満たしていれば申請することができます。
- ※ 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、補助金額から住宅手当分を控除します。

必要書類、申請から支給までの流れについては、裏面を参考としてください。 お問い合わせについては、下記担当係までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

滝上町役場保健福祉課子育て支援係

TEL 0158-29-2111 (内線277)

① 必要書類を提出 令和4年3月31日(木)まで

次の書類を子育て支援係へ提出してください。

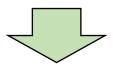
	チェック	書類
1		滝上町結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)
2		戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が確認できる書類
3		夫婦の所得証明書および納税証明書
4		【住宅購入の場合該当】物件の売買契約および領収書の写し
5		【住宅賃借の場合該当】物件の賃借見積書または賃借契約書および領収書の写し
6		【住宅手当受給者の場合該当】住宅手当支給証明書(様式第2号)
7		【引越業者・運送業者を利用した場合該当】引越費用に係る領収書の写し
8		【申請時において無職の場合該当】離職したことを証する書類の写し
9	·	【貸与型奨学金を返済している場合該当】貸与型奨学金の返還額を証する書類

- ※ 上記以外にも、町長が必要と認める場合書類を提出していただく場合があります。
- ※ 様式第1号および第2号は滝上町のホームページからダウンロードできます。



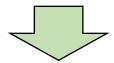
② 交付決定兼確定

審査の結果を『滝上町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書』により通知します。



③ 請求書提出

通知書が届いたら『滝上町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)』に必要事項を記入・押印し、担当係へ提出してください。なお、補助金は確定払いにより支給しますので、補助上限額を超えた場合は随時、補助上限額を超えない場合は年度末に請求してください。



④ 補助金の支給

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へお振込みいたします。